

# 労災保険の給付に関する対応方針

(別紙2)

## 1. 基本的な考え方

- 国民の皆様に不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

## 2. 具体的な給付の考え方

- 関係のコンピューターシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、システム改修等を経て、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
- 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
  - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
  - ・本来額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。

## 3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 労災年金及び休業（補償）給付の給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付することとなっています。ただし、補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に「スライド率」を乗じています。
- また、給付基礎日額には最低水準を定めており、かかる金額を下回る方に対しては最低水準に自動変更されます（最低保障額）。
- スライド率及び最低保障額は、毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の伸び率を用いて算定しておりますが、毎月勤労統計の再集計値等を用いて再計算を行い、上方修正された場合、追加給付が必要となります。平成16年7月以降に次の給付を受けた方のうち必要な方に追加給付を行います。

傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、休業（補償）給付、  
傷病特別年金、障害特別年金、遺族特別年金、遺族特別一時金、休業特別支給金 等

- 一人当たりの追加給付額は、年金（特別支給金を含む。）については平均約9万円、休業（補償）給付（休業特別支給金を含む。）については一ヶ月平均約300円と推計しています。

※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は、個々人の方によって異なります。

## 4. 進め方

- 労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、追加給付額を確定させます。このためには、システム改修が必要となります。
- 追加給付が必要な方に対し、できる限り速やかに順次追加給付することを目指しています。

# スライド率及び最低保障額の算定方法

## ○ 労災年金スライド率の算定方法及び適用方法 (労災保険法第8条の3、同法施行規則第9条の5)

個々の被災者の被災時における給付基礎日額に、スライド率を乗じる。

$$(例) \text{平成30年8月以降の労災年金スライド率} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{被災時の年度の平均給与額}}$$

(※) 労災年金スライド率は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに改定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の合計値である。

## ○ 休業スライド率の算定方法及び適用方法 (労災保険法第8条の2、同法施行規則第9条の2)

以下の比率（ $s$ ）が110%超又は90%未満となる場合、当該比率を個々の被災者の給付基礎日額に乘じる。

$$s = \frac{\text{最新の平均給与額}}{\text{被災時の平均給与額}}, \quad \text{最新の給付基礎日額} = \text{従前の給付基礎日額} \times \begin{cases} s, & s > 110\% \\ 1, & 90\% \leq s \leq 110\% \\ s, & s < 90\% \end{cases}$$

(※) 休業スライド率は、四半期毎に算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の四半期平均である。

## ○ 最低保障額の算定方法及び適用方法 (労災保険法第8条、同法施行規則第9条)

個々の被災者の給付基礎日額が最低保障額を下回る場合、当該額に置き換える。

$$(例) \text{平成30年8月以降の最低保障額} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{平成28年度の平均給与額}} \times \text{平成29年度の最低保障額}$$

(※) 最低保障額は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の平均値である。

## 主な労災保険給付一覧について

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容	
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額	
障害(補償)給付	障害補償年金 障害年金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族(補償)給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害または通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金 (ただし、(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	—	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治癒(症状固定)していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るもの。 (注2) 表中の金額等は、平成30年4月1日現在のもの。

(注3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額3,940円 平成30年8月1日から)である。